

令和9（2027）年度保育施設入園基準表[公開用]

[1]基本点 複数該当の場合は、最も高い区分の点数を適用する。

就労 (休憩時間を含む労働時間)		妊娠出産	保護者の疾病			保護者の障害		同居親族の介護・看護			災害復旧 (震災・風水害・火災)	就学	その他	点数	
居宅内外	<div>長い</div> <div></div> <div>短い</div> <div>内職</div> <div>収入の伴わない労働</div>	産前・産後8週	入院	1ヵ月以上を要する		知的障害	療育手帳マルA・A	介護	要介護認定者		居宅全壊・半壊	全日制学校	その他	<div>高</div> <div></div> <div>低</div>	
		自宅療養	常時臥床状態、精神性疾患、 感染性疾患、難病		精神障害	精神障害者福祉手帳1級	看護	保護者の子	常時 看護を要する						
			身体障害	身体障害者福祉手帳1・2級		月16日以上									
			通院	週5日以上	知的障害	療育手帳B・C									
			通院	週3日	精神障害	精神障害者福祉手帳2・3級									
		その他	通院	週1日	身体障害	身体障害者福祉手帳3・4級	看護	保護者の子	その他	1日4時間以上 月12日以上					
									介護	要介護認定者以外					
										居宅一部破損により 復旧に1ヵ月以上要する	通信制				
求職活動															

※ 育児短時間勤務の場合でも、契約の就労時間に基づく選考とする。

[2]調整点

特別な事情により、児童の安全のために適切な保育が必要である。		<div>高</div> <div></div> <div>低</div>
ひとり親家庭（離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、拘禁）		
父母のいずれかが、市内認可施設及び市外連携施設※の保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等、特定理学療法士等）である。		
父母のいずれかが、市内認可外保育施設の保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等、特定理学療法士等）である。		
父母のいずれかが、市内認可施設の保育補助者（保育士資格無し）である。		
生活保護世帯・里親世帯		
判定時（締切日）において、父母いずれかが単身赴任（通勤圏内除く）により別居中の世帯（住民票に基づく）		
障害者世帯	身体・・・身体障害者手帳1、2級	
	精神・・・精神障害者保健福祉手帳1級	
	知的・・・療育手帳マルA、A	
	ただし、基本点を「保護者の障害」で採点している場合は重複採点しない。	
判定時（締切日）において、申込児童が保護者の就労等により日中の保育が困難な理由で、一時預かり保育、認可外施設、認可施設の私的契約による保育を利用している。		
申込児童のきょうだいそれぞれが、保育施設（2号、3号）入園中、または内定中。		
父母以外の同居者が居る世帯（隣家・2世帯含む）。※ただし、就労及び年齢的（65歳以上）・身体的に保育できない場合を除く。		
内定した保育施設を辞退		
利用者負担額の滞納が3ヵ月以上ある世帯		
育児休業延長の許可による減点に同意		
・窓口申請および郵送申請は、「保育施設利用申請に係る同意書および申出書」の「3.待機児童調査に関する事項」で「希望する保育所等に入所できない場合（保留）」は、育児休業の延長も許可できるため、利用調整の減点に同意」にチェックを付けた場合。		
・電子申請は、『育児休業延長の許可による減点の同意書』の提出をした場合。		
※減点同意を解除する場合は、申込締切日までに保育課に『「育児休業延長の許可による減点の同意」解除申請書』を提出。		

※市外連携施設（成蹊幼稚園：つくば市）

※市内認可外保育施設（マリアーザリー・セントラルザリー・こぼとナリースクール・ピノ・カブー・笑福っず・かがやき・暖喜・Haru no Ie・きらきらルーム等）

※広域転入協議者については下記対応（①②いずれも、転入後においても引き続き転入前と同程度の保育必要理由が継続する場合に限る）

- ①判定時（締切日）において、申込児童が保護者の就労等により日中の保育が困難な理由で、一時預かり保育、認可外施設、認可施設の私的契約による保育を利用している。
- ②申込児童のきょうだいそれぞれが、保育施設（2号、3号）入園中。

[3]優先順位表 合計点、施設の希望順位が同一の場合、順位が決まるまで以下の基準を順に当てはめて選考する。

保護者の・就労時間・勤務地、及び祖父母の・居住地・状態	<div>高</div> <div></div> <div>低</div>
保育を期待できる祖父母以外の同居人がいる	
家計の主宰者の経済的状況	
滞納がある	